

不法就労・不法滞在防止のために

外国人を雇用するときは身分確認をしましょう。

外国人を雇用する際は、必ず、
・在留カード、パスポート等
の実物で「在留資格」や「在留期間」、「アルバイトをしてもよい許可を得ているかどうか」を確認してください。
技能実習・留学の在留資格でも、実習先から失踪した実習生や、学校を除籍された留学生の資格外活動は認められず、不法就労となります。
働くことが認められていない外国人を雇用した場合やその雇用を斡旋した場合、処罰の対象となることがあります。



『在留資格は何？』

身近に潜む犯罪情報の提供をお願いします。

一部の不良外国人と日本人が結託した
・ 就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は、不法就労を斡旋する不法就労助長
・ 日本国内で長期滞在・就労するため、日本人との結婚を装って「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する偽装結婚
・ 海外輸出を目的とした自動車盗などの犯罪が発生しています。



不法就労・不法滞在

皆さんの周りで、このような犯罪に関する情報があれば、
門司警察署に情報提供をお願いします。



自動車盗(違法ヤードでの解体等)